

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新発田市	六日町・大崎・八幡新田地区 (六日町、大崎、八幡新田集落)	R3.3	

1 対象地区の現状 (ha)

①地区内の耕地面積	81.76
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	49.05
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	32.92
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.5
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5.13
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農業者の高齢化により担い手が不足し、10年後の見通しが不明な状況である。
具体的には、六日町集落はエリア内で唯一の法人があり今後の受け手として期待されているものの、その他の農業者は高齢化してきており後継者も未定である。大崎集落では70歳以上の農業者は一戸で、現在は中心経営体となっているが、後継者未定のため新たな受け手が必要。八幡新田集落も半数以上が70歳以上で後継者も不明である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当面は、現状の中心経営体で担っていくが、新規就農者の受け入れも図るとともに、近隣地区の経営体(組織)に集約化を図る。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付けではなく売却を基本に農地の集積・集約を図る。
農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。
基盤整備への取組方針 基盤整備済み。
新規・特産化作物の導入方針 現状では園芸作物と稲作を同時に行うことは困難なため、今後、検討が必要。
鳥獣被害防止対策の取組方針 山間部のイノシシ対策や山林の手入れが難しい。また、猟友会への支援が必要となっている。
災害対策への取組方針 大雨時における防止策(田んぼダム等)を県、市及び土地改良区に要望したい。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
特になし			
計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。